

令和6年度奄美市

子ども・子育て応援民間トライアル事業補助金

募集要項（広告強化支援事業・三次募集）

1. 事業の趣旨

奄美市では、「未来の奄美市づくり計画（以下、未来計画）」において、みんなの進むべき方向性のひとつに「子育ての“困った”をなくす」を定めており、そのために「私（市民）ができること」、「企業団体ができること」、「行政がすべきこと」を掲げています。

「奄美市子ども・子育て応援民間トライアル事業（略称：民間トライアル事業）」は、地域みなさんが子育てサービスにより積極的に参加しやすい機会を創出することで、行政のみならず、地域全体で子育てを応援する雰囲気醸成することを目的としています。

本事業により、奄美市により多くの子育て支援を広めるため、事業費の一部を助成いたします。

2. 応募できる対象者

(1) 対象者について

本事業に応募できるのは、市に所在する民間企業又は団体、個人かつ市が実施する成果報告会において、事業内容及び取組みの成果を発表できる者。

(2) 対象外となる者について

次のいずれかに該当する者は応募の対象外とする。

- ① 宗教活動や政治活動を目的とする者
- ② 特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とする者
- ③ 暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある者
- ④ 法令等に基づく必要な認可等を受けることなく事業を行う者
- ⑤ 市税の滞納がある者
- ⑥ その他市長が不相当と認める者

3. 補助対象事業

(1) 補助要件について

以下の要件を全て満たしていることとします。

- ① 原則、奄美市に在住する未就学児及びその保護者を対象とした事業
- ② 国や県その他団体等からの補助金、交付金等が充当されていない事業

- ③ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確である事業
- ④ 令和7年3月28日（金）までに完了する事業
- (2) 補助対象となる事業
 - 民間子育てサービス広告強化支援事業
 - ・民間が実施する子育て支援サービスにおける周知強化事業
- (3) その他の事項
 - その他の募集に係る事項については、別途 Q&A をご覧ください。
 - Q&A については、随時更新いたしますので、適宜ご確認ください。

4. 補助額及び補助対象経費

補助額及び補助対象経費は以下のとおりです。

事業区分	交付基準額	対象経費	交付金額
民間子育てサービス広告強化支援事業	1 事業者につき, 5 万円	事業の実施に直接必要な需用費, 役務費, 委託料	交付対象経費の 3 分の 2

6. 募集期間と応募方法

- (1) 募集期間
 - 令和 6 年 12 月 20 日（金）～令和 7 年 2 月 28 日（金）
- (2) 応募方法
 - (3)の応募書類を(5)の提出先まで電子メールにてご提出ください。
 - ※電子メールでの提出は募集期間最終日の締切時間は午後 5 時 15 分に奄美市着信分までとします。
- (3) 応募書類
 - ① 応募書（別紙 1）
 - ② 事業計画書（別紙 2-2）
 - ③ 収支予算書（別紙 3）
- (4) 応募書類等の配布場所
 - 募集要項・応募書類の配布は次の場所で行っています。
 - ① 奄美市ホームページ
 - <http://www.city.amami.lg.jp/>
 - 総合トップ>まち・くらし>子育て>官民連携の取り組み>奄美市子ども・子育て応援民間トライアル事業
- (5) 応募書類の提出先
 - 〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号
 - 奄美市役所 名瀬総合支所 保健福祉部 重点政策推進監
 - E-mail : wpm@city.amami.lg.jp

6. 審査・選考方法

(1) 予備審査

応募要件や必要書類の確認

※提案内容について、確認のため電話等でヒアリングを行う場合があります。

(2) 本審査（応募書類審査）

本補助事業の趣旨への適合性等の評価

(3) 選考・決定について

各審査の段階で不採択とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 評価基準

評価項目は次のとおりです。

評価基準
i) 本事業の趣旨を理解しているか
ii) 課題解決に向けた適切な提案か
iii) 持続性があるか

8. 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての者に対して文書又はメールでお知らせいたします。なお、採択、不採択に係らず、選考過程、選考結果に対する質問等は受け付けられませんのでご了承ください。

(2) 補助金の交付申請

選考の結果、補助対象となった者には、所定の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。

(3) 補助金の交付

補助金は必要に応じて交付決定額の80パーセント以内を概算払いでお支払いし、事業完了後、各者からの実績報告書を受けて精算いたします。このため、最終的な額を確定する段階で、証拠帳票類の写しを確認できなかった場合など、補助対象経費が減少したときには、補助金を一部返還していただくことがあります。

9. 報告等について

対象となる事業が完了してから20日以内、又は令和7年3月28日(金)のいずれか早い日までに、次の書類（写真についてはデータでの提出を含む。）を提出していただきます。

(1) 実績報告書（第6号様式）

(2) 事業実績書（別紙5）

(3) 収支精算書（別紙6）

- (4) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
- (5) 事業に関連する写真・資料等

10. 情報公開・情報提供

事業の「公共性」、「透明性」を高めるため、採択者の名称及び事業概要、補助額等については、随時、奄美市のホームページ等で公開いたします。なお、各審査の選考過程・内容については、非公開といたします。応募の際は、あらかじめご了承ください。

11. 事業のスケジュール

- (1) 募集期間 令和 6 年 12 月 20 日（金）～令和 7 年 2 月 28 日（金）
- (2) 審査・選考 随時
- (3) 採否決定 随時
- (4) 事業の実施 補助金交付決定日～令和 7 年 3 月 28 日（金）
- (5) 実績報告 事業完了後 20 日以内、又は令和 7 年 3 月 28 日（金）
のいずれか早い日まで

12. お問い合わせ先

奄美市役所 名瀬総合支所 保健福祉部 重点政策推進監
T E L : 0997-57-1019（直通）
F A X : 0997-69-3745
E-mail : wpm@city.amami.lg.jp